		機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。
［略］	［略］	［略］

第七十条第一項	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）	受給権者
第七十条第二項第二号	十日以内に	速やかに
戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類	戸籍の抄本その他の氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。	
［略］	［略］	［略］

［2　略］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一　申出者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び組合員証の組合員等記号・番号

［二～六　略］

［2　略］

3　法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　個人番号又は基礎年金番号及び組合員証の組合員等記号・番号

［三～五　略］

（育児休業期間中の掛金の免除の申出）

第百六十四条の三　法第百十四条の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～五　略］

［2　略］

		［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

第七十条第一項	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）	受給権者
	十日以内に	速やかに
［同上］	［同上］	［同上］

［2　同上］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　［同上］

一　申出者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号

［二～六　同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一　同上］

二　個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号

［三～五　同上］

（育児休業期間中の掛金の免除の申出）

第百六十四条の三　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［三～五　同上］

［2　同上］